

三菱原子燃料株式会社
平成30年度第4回保安検査報告書

令和元年5月
原子力規制委員会

目 次

1. 実施概要	1
(1) 保安検査実施期間(詳細日程は別添1参照)	1
(2) 保安検査実施者	1
2. 保安検査内容	1
(1) 基本検査項目(下線は保安検査実施方針に基づく検査項目)	1
(2) 追加検査項目	1
3. 保安検査結果	1
(1) 総合評価	1
(2) 検査結果	2
(3) 違反事項(監視すべき事項を除く。)	10
4. 特記事項	11

1. 実施概要

(1) 保安検査実施期間(詳細日程は別添1参照)

自 平成31年2月4日(月)

至 平成31年2月7日(木)

(2) 保安検査実施者

東海・大洗原子力規制事務所

原子力保安検査官 梶田 啓悟

原子力保安検査官 権田 純虎

原子力保安検査官 足立 謹聰

2. 保安検査内容

今回の保安検査では、下記に示す検査項目について、立入り、物件検査及び関係者への質問により、保安規定の遵守状況を確認するとともに、日々実施している運転管理状況の聴取、記録確認、加工施設の巡視等についても保安検査として実施した。

(1) 基本検査項目(下線は保安検査実施方針に基づく検査項目)

①保守管理の実施状況

②内部監査の実施状況

③不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況

④その他必要な事項

(2) 追加検査項目

なし

3. 保安検査結果

(1) 総合評価

今回の保安検査においては「保守管理の実施状況」「内部監査の実施状況」「不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況」及び「その他必要な事項」を基本検査項目として、検査を実施した。

検査の結果、「保守管理の実施状況」については、保守管理の範囲について現行の範囲を確認するとともに、事業変更許可において安全機能を有する施設に新たに追加した付属施設等については、今後現行の保守管理の範囲の施設と同様の管理をすること、図面の整備状況については、設計図面、P&ID及び電気配線図の図面が管理されていること、現行の保守管理は保安規定及び要領書に基づき実施されていること、現在実施中の保守管理要領の見直しは、「JEAG4210-2016 原子力発電所の保守管理指針」に基づき枠組みまで作成され、今後保全の重要度に応じた具体的な保全計画の策定を行う段階にあることを確認した。

「内部監査の実施状況」については、監査員が監査対象から独立していること、平成30年度に内部監査の仕組みを改善し、各部門共通の事項や部を越える横断的内容を監査項目として追加したことから、今回の内部監査においては平成30年度に実施した防災組織における訓練等複数の関係部門による組織的活動について重点的に監査する必要があると判断し「教育訓練実施状況の確認」を監査項目として監査したこと、監査結果としては、横断的内容の監査については問題無いと評価したこと、その他の監査結果において指摘事項として助言を2件発出し、改善処置が完了していること、また、良好事例が2件報告されていることを確認し、要領書に基づき内部監査が実施されたことを確認した。

「不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況」については、不適合の可能性がある事象に対する不適合管理の要否判断を行う保安情報リストについて、原因及び処置結果を記録として残す改善を行い、不適合未満の事象についても不適合管理に準じた管理をしていること、平成30年度の不適合事象に対する処置状況及び他事業者等の不適合事象に対する予防処置状況については、不適合処置票、是正処置票及び予防処置票の内容を確認し「保安不適合管理標準」「保安是正・予防処置標準」に基づき、有効性の評価を含め実施されていることを確認した。

特に、ダクトの微少な開口部及び廃棄物第1処理所の配管の腐食による開口部に関する不適合の処置に関しては、今後「核燃料物質の加工施設の変更に関する設計及び工事の方法についての認可(以下「設工認」という。)申請書」により処置していくこと、使用前検査(品証部分)で、発見した不適合に関する自主的改善についても予防処置票を起票し、要領書の改定等の処置をおこなっていることを確認した。

さらに、他事業者における不適合事象に対する予防処置について、国内の他加工事業者の発生事象については、入手した情報に基づき法令報告未満であっても必要に応じ予防処置を実施していること、海外事象については入手できる情報が限られているものの、必要と判断した内容については予防処置を実施していることを確認した。

「その他必要な事項」については、前回の保安検査以降に事業者が自主的に改善を行った、異常発生時の通報では、課長不在時の課長代理への連絡を行うことの職員への再徹底等、3件について、その改善状況を確認した。

以上のことから、選定した検査項目に係る保安活動は問題ないことを確認した。

(2)検査結果

①保守管理の実施状況

本検査項目は、事業者において、ダクトの未点検部分が存在したことから、事業者が安全機能を有する設備等に対して、その特性を考慮した上で、図面などの最新状態を把握できる図書の整備状況を検査するとともに、保守の計画が作成され、それを実施するための体制が、構築され、点検が適切におこなわれているか検査した。

本検査の結果は以下のとおりであった。

1) 現行の保守管理の範囲等の確認結果

ア 範囲については、保安規定第28条に加工施設としての範囲を定め、その中で「(8)その他の加工施設の範囲」については、保安規定第30条(巡視、点検)の別表第1-2において、非常用電源設備、非常用設備、核燃料物質の検査設備、核燃料物質の計量設備及び新燃料輸送容器を規定し、その中の細部の設備の機能について、保安規定第33条(保安上特に管理を必要とする設備)として規定し、その範囲を保守管理の範囲として実施していることを担当者への聴取により確認した。

また、これらの保守管理の範囲については、事業変更許可において、「安全機能を有する施設の安全機能一覧」に付随施設として新たに追加したことから、今後設工認の申請及び保安規定の変更を補正申請するとともに、現行の保守管理の範囲の施設と同様に維持管理を実施することを担当者への聴取により確認した。

イ 巡視・点検において、設備に接続された配管の見えにくい部分、換気空調系の天井裏部分や保温材巻き部分に長期未点検部分があったことから、それ以外に未点検部分が存在していたかどうか確認したところ、長期停止後の再稼働時にP&IDを基に閉じ込め機能等の異常の有無を確認したこと、また、他事業所における基礎ボルトの不適合事象の水平展開として、設工認申請以後、申請外の改造等を行っていないことを緊急点検し異常が無いことを確認したが、再度設工認どおりに維持されていることを追加で確認するため、維持管理設備を優先として、安全機能を有する設備に設工認の認可と現状に齟齬が無いことの確認作業を継続実施しており、現状において、長期未点検部分は存在しないと事業者は判断していることを担当者への聴取により確認した。また、今後はこれらを踏まえ保守管理の見直しのなかで細部を確認していくことを担当者への聴取により確認した。

2) 図面の整備状況

例として、新規規制基準対応のための耐震補強工事においては、一部設備を移転予定である転換工場の廃液のウラン回収設備である「タンニンリーチング設備」や今後も使用予定である連続焼結炉及び廃棄物管理棟新設工事について確認し、施工図面、P&ID及び電気配線図が管理されていることを図面及び担当者への聴取により確認するとともに、図面が保管されている設備技術課の事務室において保管状況を現場確認した。

3) 現行の保守管理状況

ア 第60条(計画及び実施)

「保守管理標準」を基に、仕組みが整備されていることを「保守管理標準」、要領書及び担当者への聴取により確認した。

イ 第61条(評価及び改善)の実施状況について、保守管理標準に基づく仕組みを確認するとともに、例として、保守記録(補修)及び保守記録(改造)を基に管理総括者の確認及び指示を受けていることを、当該記録及び担当者への聴取により確認した。

ウ 第62条～第64条(施設定期自主検査について)

ア) 保安規定第62条(施設定期自主検査)第1項に定める、平成30年度の実実施計画の策定状況を「平成30年度施設定期自主検査実施計画」により確認するとともに第63条に定める検査項目、検査頻度が保安規定

別表第11のとおりとなっていること、第2項に定める核燃料取扱主任者の確認及び管理総括者の承認を得ていることを「平成30年度施設定期検査実施計画」及び担当者への聴取により確認した。また、第3項に定める関係課長との協議についても「施設定期自主検査(搬送設備停電時保持能力検査)実施の件」及び担当者への聴取により確認した。

イ) 保安規定第63条(施設定期自主検査項目)第2項に定める計器の校正が計画通り実施されていることを校正記録及び担当者への聴取により確認した。

ウ) 第63条第3項に定める異常があった場合の対応については、例として、平成28年の不Ⅱ-029「2tクレーンの停電時保持能力検査における重りが管理範囲を超えていた件」を確認し、要領書のとおり実施していることを不適合管理票及び担当者への聴取により確認した。

エ) 第64条に定める施設定期自主検査の検査結果が、管理総括者及び核燃料取扱主任者への報告が実施されていること、また、関係課長への通知されていることを施設定期自主検査の結果の記録及び担当者への聴取により確認した。

オ) 5年間の猶予期間終了に伴い維持設備を除く設備が停止しており、第34条を適用した施設定期自主検査の適用除外を1月から実施していることから、適用除外範囲の選定、その処置プロセスについて、安全衛生委員会に付議し、承認を得ていることを「安全衛生委員会議事録」及び担当者への聴取により確認した。

Ⅱ 第65条(点検又は補修作業の実施)

ア) 保安規定第65条1項に定める異常を認めた場合の点検または補修作業について、例として平成30年に実施した保守記録(補修)「加工棟ペレット加工室1大扉」を確認し、仕組みどおりに実施されていることを、保守記録及び担当者への聴取により確認した。

イ) 第65条2項に定める管理総括者の承認が加工施設の保安に及ぼす影響が極軽微なものを除くとあることの極軽微の判断基準については、「保守管理標準」において細部を規定していることを要領書及び担当者への聴取により確認した。

オ 第66条(改造)

保安規定第66条に定める改造について保守記録(改造)「成型工場ペレット加工室・連造焼結炉及びペレットラインコンベア」を確認し、仕組みどおりに実施されていることを保守記録及び担当者への聴取により確認した。

カ 第67条(計画停電時の措置)

平成30年11月3日から4日の間に実施された計画停電(全停電)における計画停電の実施状況を確認し、保安規定に定められている事項が、細部要領である「電気設備点検工事要領」に基づき核燃料取扱主任者の確認を含め実施されていることを要領書「電気設備点検工事計画書」「停電時確認記録」及び担当者への聴取により確認した。

4) 保守管理の見直し状況

安全・品質保証課及び保守管理の実施担当課である設備技術課がそれぞれ平成30年度の保安品質目標に設定し「JEAG4210-2016 原子力発電所の保守管理指針」「保安のための措置に関する運用ガイド試運用版」等

を参考に保守管理の見直しを進め、現在、安全品質保証課が設備技術課の検討した内容を含める形で、「JEAG4210-2016 原子力発電所の保守管理指針」に規定されている、保守管理の実施方針及び管理指標、保全計画の策定から保全の有効性評価までの一連の活動を盛り込んだフローチャートの作成までが修了し、今後その考えに基づき、保全の重要度に基づく具体的な保全計画を策定していく段階にあることを「保安品質目標活動報告書」、検討資料等及び担当者への聴取により確認した。

以上のことから、検査を行った範囲においては、保安規定違反となる事項は認められなかった。

②内部監査の実施状況

本検査項目は、第13条に定める内部保安監査により、自らの品質保証活動が効果的に実施、維持されているかを評価し、その結果に基づき改善活動を実施することが事業者の保安活動において重要であることから、内部保安監査実施計画の策定から結果及び結果に基づく各課の改善活動の実施状況を検査した。

検査の結果は以下のとおりであった。

- 1) 仕組みの改善状況については、平成30年7月25日に「内部監査標準」を改訂し、保安規定で年1回以上実施するとしている内部監査の回数について表現上読み取りにくい表現であったことから、読み取りやすくする改訂を実施し、同日「内部保安監査実施要領」を改訂し、重点項目設定の根拠を明確化するとともに各部門共通の事項や部を越える組織的活動(防災組織活動等)を監査対象に加える改定を実施したこと、また「内部保安監査員の資格認定要領」を改定し、資格認定判断基準等の明確化等の改定を実施したことを要領書及び担当者への聴取により確認した。
- 2) 平成30年度の監査員の独立性について確認し「内部保安監査の監査チームの変遷」表により、監査を受験する各課と異なる課の監査員が監査を行っていることを確認した。
- 3) 平成30年度の内部監査は、「内部保安監査実施要領」の改定を受けて、重点項目に、横断的内容の監査として、防災組織における訓練等複数の関係部門による組織的活動について監査するため「教育、訓練の実施状況の確認」を監査項目に選定するとともに、「廃棄物管理棟の新設及び連続焼結炉の撤去工事の一連の活動」を監査項目に選定して監査したことを「2018年度内部保安監査計画(改定1)」及び担当者への聴取により確認した。
- 4) 監査の結果、重点項目として設定した横断的領域の監査には問題がなかったこと、その他の監査結果として、指摘事項等としては指摘事項には至らないものの助言として、環境保全課に対する放射性液体廃棄物に関する事項及び安全・品質保証課に対する2次文書改訂時の3次文書改訂のフォローに関する事項についての2件が報告され、それぞれ改善を図ったことを「2018年度内部保安監査報告書」「内部保安監査是正処置計画書・フォローアップ報告書」により確認した。また、良好事例として、成型課の焼結炉撤去工事における作業条件指示書のチェックシートの詳細化と、安全管理課の新規に作成した「汚染の発生する恐れのある作業に係わる対応要領」による焼結炉撤去工事における、作業立会記録の作成による処置内容の記録化が良好事例として報告されていることを確認した。

以上のことから、検査を行った範囲においては、保安規定違反となる事項は認められなかった。

③不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況

本検査項目は、第14条、15条に定める原子力安全を確保するためには、発生した不適合事象に対し、適切に不適合管理、是正処置及び予防処置が実施されることが大切であることから、発生した不適合が適切に処置されているか等について検査した。

検査の結果は以下のとおりであった。

1) 平成30年の保安情報リストに基づく要否判断等の状況を確認したところ、「保安不適合管理標準」の判断基準に基づき不適合の可能性のある事象について保安情報共有会議において判断するとともに、不適合未満の事象であっても、原因の究明と処置結果を記録として残す活動を実施していることを確認した。

2) 平成30年に発生した不適合の管理状況について「保安不適合管理標準」「保安是正・予防処置標準」に基づき実施されていることを以下のとおり確認した。

ア 不230 休日巡視点検の未実施

ア) 不適合処置から予防処置まで処置が完了していることを確認した。

イ) 有効性評価についても、是正処置は平成30年11月13日、予防処置は平成30年12月10日に完了し、処置が有効であったと評価されていることを確認した。

イ ダクト関連の不適合管理

ア) 予222(予防処置) 加工他社のダクト開口事象に対する水平展開としての予防処置

- ・ 当初、未点検部分に対する点検をすべて対象として水平展開をしていたが、点検困難部分に対する点検が長期化することから、点検困難箇所に対する点検は別途予228を起票したことを確認した。

- ・ 点検可能場所に対する点検は、目視できる開口部は無く健全であることを確認するとともに、今後の点検実施に関する施設使用課の点検要領を策定し、平成30年2月16日をもって処置完了していることを確認した。

イ) 予228(予防処置) 予222を受けた点検困難箇所に対する点検の実施と、平成29年第3回保安検査結果の自主的改善事項として、点検困難箇所に対する点検の実施と、点検要領の見直しを実施する予防処置

- ・ 未点検部分に対する点検は、点検途中で微少な開口部を発見したことから、不Ⅱ054を新たに起票し、点検の実施と補修についてはそちらで集約して管理することとしたことを確認した。

- ・ 点検結果を踏まえた排気ダクトの点検要領の見直しについては、不Ⅱ054の是正処置の中に集約されることを確認した。

- ・ 処置計画が別の不適合管理に集約されたことから、予防処置の完了処置を実施することを確認した。

ウ) 不Ⅱ054(不適合処置) 排気ダクト(陽圧)における埃状の付着物

ダクト陽圧部に対する点検困難箇所を含めた点検と、発見した微少な開口部に対する応急処置までの処置票で、平成30年9月に点検を完了し、応急処置も完了したため、平成30年9月28日をもって処置完了していることを確認した。

エ) 不Ⅱ054(是正処置) 排気ダクト(陽圧)における埃状の付着物

再発防止のための対策については、今後設工認申請の中で処置していくことを確認した。

- オ) 不Ⅱ054(予防処置) 排気ダクト(陽圧)における埃状の付着物
廃棄ダクト(陽圧)以外の部分に関する点検、開口部を発見した場合の応急処置及び再発防止のための対策についての予防処置で、点検は平成30年9月末に完了し、再発防止のための対策については、今後設工認申請の中で処置していくことを確認した。
- カ) 不Ⅱ056(不適合処置) 廃棄物処理所の排気ダクトの開口事象について
- ・ 廃棄物処理所焼却炉の設備側の排気配管の保温材を剥がしたところ配管に腐食による開口部を発見したことに対する不適合管理
 - ・ 腐食した配管の内外面を確認したところ、排ガス中に含まれる塩素ガスなどが、蒸気配管から流入する蒸気との接触により、塩酸が生成され、腐食を進行させたことと判断したため、蒸気配管を焼却排ガス系統に接続しない構造とすることを確認した。
 - ・ 構造の変更を伴うことから、腐食が発見された配管部分については、今後の設工認申請の中で対応を予定していることを確認した。
- キ) 不Ⅱ056(是正処置) 廃棄物処理所の排気ダクトの開口事象について
- ・ 不適合処置において再発防止が図られることから不要と判定していることを確認した。
- ウ 使用前検査(品証部分)及び設工認申請に関する自主的改善
- ア) 不Ⅱ058(不適合処置) 保安品質保証計画書等の上位文書と下位文書とのつながりが不十分な件
使用前検査における自主的改善事項として、「1. インフラストラクチャーを下位手順書に明記する。」「2. 作業環境を下位手順書に明記する。」「3. 品質保証課の3次文書の管理を改善する。」の3つの改善をおこなっていることを変更した要領書及び担当者への聴取により確認した。
- イ) 不Ⅱ058(是正処置) 保安品質保証計画書等の上位文書と下位文書とのつながりが不十分な件
保安品質保証計画書を改訂する場合に関連する標準書の整合性を上下ともに確認し、記録する仕組みを構築したことを「保安文書管理標準」及び担当者への聴取により確認した。
- ウ) 予233(予防処置) 適合確認に係る設工認申請書における検査項目の記載抜け防止
使用前検査における自主的改善事項として、次の予防処置を実施したことを確認した。
- ・ 設工認申請書における検査項目の抜け防止対策を要領書に規定
 - ・ 通常の検査方法で検査出来ない場合の代替処置について要領書に規定
- エ) 不Ⅱ062(不適合処置) 設工認申請書における検査項目・検査方法が不相当であった件
- ・ 設工認申請書において作動検査をすべきところ抜けていた件を受けて、申請書を修正し、今後補正申請を行うことを聴取した
- オ) 不Ⅱ062(是正処置) 設工認申請書の補正申請における検査項目・検査方法が不相当であった件
「原子炉等規制法に基づく国が行う検査の受検に係る要領」に適切な検査項目(作動検査)・検査方法を追記する等の要領書の改定を行ったことを要領書及び担当者への聴取により確認した。

Ⅰ その他の不適合

- ア) 不Ⅱ055(不適合処置) 停電及び落雷発生時におけるモニタリングポストの欠測
- ・ 停電落雷発生時に、商用電源が停止し復帰したにもかかわらず、UPS(無停電電源装置)経由で流れていた、電源が復電せず、警報が発生したものの
 - ・ 処置としては、商用電源をUPSを介さず給電し復旧した。
 - ・ 故障したUPSは交換し、原因究明のため、メーカーに調査をさせた。
- イ) 不Ⅱ055(是正処置) 停電及び落雷発生時におけるモニタリングポストの欠測
- ・ 原因究明の結果、ログから8月に交換したばかりの当該UPSは何らかの原因で、200回もの起動停止を繰り返していたこと、過放電により電圧0状態であったこと以外の損傷等は無かったことを確認した。
 - ・ 原因特定に至らなかったことから、UPSの一次側に避雷器を設置するとともに、経過観察を継続することとしていることを確認した。
- ウ) 不Ⅱ057(不適合処置) 成型工場天井踏み抜き
- ・ 天井裏のダクトの点検時に、仕様書上、足場に板2枚を設置して足場の巾を確保して点検を実施すべきところを、設置場所の状況から1枚しか設置せず、板から足が外れ、天井を踏み抜いたもので、作業員は、安全帯を装着していたためケガ無し、踏み抜いた天井の下も、設備等に影響が無い場所だったため、設備にも影響がなかったことを確認した。
 - ・ 足場の板を確実に2枚分のスペースを確保することため対策を決定し、それを工事計画に反映し、作業者に遵守させる処置を取って作業を再開したことを確認した。
 - ・ 是正処置については不適合処置で再発防止がとられていることから不必要と判断したことを確認した。
 - ・ また事後の天井裏のダクト点検において、同種事案は発生しなかったことを確認した。
- エ) 不Ⅱ059(不適合処置) 転換・成型工場ダストモニタチャート紙への未記録
- ・ ダストモニタ記録計のチャート紙の交換をしなかったため、チャート紙切れが発生し、記録紙への記録に欠側がでたものである。
 - ・ 当該チャート紙は、朝交換時期であることを確認していたが、チャート紙に残りがあったため、夕方交換することに変更し、そのまま交換を失念していたために発生したものである。
 - ・ 土曜日に記録紙は無くなっていたが、記録計前面のローラー部でチャート紙は止まっていたため、見かけ上記録紙が無くなっていないように見えたため巡視点検では発見できなかったことを確認した。
 - ・ 月曜日に発見後、速やかにチャート紙をセットし、記録を再開できたことを確認した。なお、本記録紙は保安規定要求はない。
- オ) 不Ⅱ059(是正処置) 転換・成型工場ダストモニタチャート紙への未記録
- ・ 記録計の横に次回交換時期を明記していたが、事象が発生したため、再発防止として、デイクウントタイマーを設置し、アラーム音でも交換時期を注意喚起するように改善した。
 - ・ 休日巡視点検者には本事象を紹介し、確実に確認することの教育及び注意喚起をしたことを確認した。
- カ) 不Ⅱ059(予防処置) 転換・成型工場ダストモニタチャート紙への未記録

- ・ 他の記録計にも展開し、デイカウントタイマーを設置した。
 - ・ 今後更なる改善として、SDカード記録・イーサネット対応品に記録計を交換する。なお、現行の記録要求がある気象記録については、すでに同型品になっていることを確認した。
- キ) 不Ⅱ060(不適合処置) 安全管理課居室の成型・組立工場監視盤にて「室内圧乱調」警報が発報した件
- ・ 夜間、台風通過時に成型工場内廃棄物一時貯蔵所における「室内乱空調」警報が発報したものである。
 - ・ 担当者は担当課長と連絡を取りながら、負圧が高い部屋とのドアを開放して、廃棄物一時貯蔵所の負圧を深めるとともに、他の負圧の維持が弱い箇所への同種事案の防止のため、休日運転モードを通常運転モードに変更し、負圧を高める処置を執ったことを確認した。
 - ・ 結果として、台風通過し負圧変動が終息するまで、全ての施設における負圧は維持出来た。
- ク) 不Ⅱ060(是正処置) 安全管理課居室の成型・組立工場監視盤にて「室内圧乱調」警報が発報した件
- ・ 原因究明の結果、負圧変動が頻繁且つ激しく、全施設に発生していたことから、大気圧を取り入れる管の部分に対する台風による息継ぎによる影響を受けて見かけの負圧変動が起こっていたと判断したことを確認した。
 - ・ 大気圧の取り入れ口部分に対する風の影響を軽減する対策を検討中であることを確認した。
- ケ) 不Ⅱ061(不適合処置) 放送設備(事務棟)の不具合
- ・ 11月20日、事務等居室の他、野外施設の放送(非常用放送を含む。)が聞こえない状態であることを発見した。
 - ・ 事務棟の末端に設置された1つのスピーカーのアッテネータの内部回路の短絡が原因であることが判明し、事務棟の放送ラインを切り離し、他の野外施設の放送機能は回復した。
 - ・ 事務棟部分はアッテネータ修理までの間、非常用放送については、電話を使用した代替方法により通信を確保した。
 - ・ 11月22日、アッテネータ交換を完了し、事務棟の放送機能も復帰
- コ) 予229(予防処置) 30Bシリンダのプラグ種類変更に伴う設工認誤記防止
- ・ シリンダのプラグが2種類存在する期間が発生することから、その間における申請書における誤記防止のための予防処置で、作業要領書に防止要領を追記したことを要領書により確認した。
- カ) 予231(予防処置) 廃棄物の仕掛品の分別及び金属容器への収納作業時における空气中放射性物質濃度の上昇に関する他事業者の事例の水平展開
- ・ 他事業者での是正処置計画書を受けて、要否検討を行った結果、ポリエチレン袋に封入した汚染物の取扱いについて、容易に汚染が発生しないような手順が三菱においても明確化されていないと判断し、放射線安全作業要領に手順を追加した。
- シ) 予232(予防処置) 搬送コンベアにおける基礎ボルトの不具合(他事業者の事例の水平展開)
- ・ 設工認以降設工認によらない改造等を行っていないことを確認したが、念のため、速やかに基礎ボルト等が既設工認どおりであることを追加確認した上で運転に供

するとの考えのもと、維持管理に必要な放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、非常用設備、分析設備、貯蔵設備については運転を継続しながら同時並行で確認を行うが、貯蔵設備を優先するとしていることを確認した。

- ・ 具体的には、設備使用担当各課は作業条件指示書を発出し、既使用前検査記録をもとに、使用前検査の状態であることを、基礎ボルト以外の検査項目を含めて確認していることを、結果の記録及び担当者への聴取により確認した。
- ス) 予234(予防処置) 他事業者における防災業務計画に定める資機材等の不備
- ・ 三菱原子燃料工業も平成31年12月末までに整備する予定の資機材等があることから、同様な事象が発生しないように、他事業者の再発防止策をもとに以下の予防処置を行っていることを確認した。
 - ・ 原子力防災業務計画遵守の重要性について定期教育の中で徹底
 - ・ 整備時期を明確化し、計画的に整備すると共に、整備が完了したもののから順次運用することとしていることを確認した。
- セ) 予235(予防処置) サマランカの燃料工場:排気装置のフィルタ差圧異常に関する規定違反
- ・ サマランカにおいてフィルタ差圧が低事象で規定違反となったもので、細部は不明な状況であるが、担当課は、フィルタ差圧高による交換基準はあるものの低の場合の確認基準等細部不明な部分があることから、フィルタ差圧異常にかかる判断基準を明確にするために、予防処置票を起案したことを確認した。
 - ・ 湿度、温度等のフィルタ差圧の変動要因を洗い出す作業を実施中であり、今後、交換のための判断基準として要領書に反映する方向で検討中であることを確認した。

以上のことから、検査を行った範囲においては、保安規定違反となる事項は認められなかった。

④その他必要な事項

前回の保安検査以降に事業者が自主的改善を行った事項を確認した。

- 1) 異常発生時の通報における課長不在時の課長代理への連絡について、職務規程で定められているとおりであるが、職員への再徹底を図ったことを聴取した。
- 2) 防災資機材管理要領に定めているリストでは防災業務計画に基づくリストが「別表5-1原子力防災資機材」しか明確化されていないことから新たに追加された「別表5-2緊急時対策所のその他の原子力防災資機材」「別表5-3原子力事業所災害対策支援拠点のその他の原子力防災資機材」についても、識別管理できるようにリストを改善したことを同要領書及び担当者への聴取により確認した。
- 3) 初期消火確認のタイベックスの着用について、人命保護の観点から、防火服に変更したことを改定した要領書及び担当者への聴取により確認した。

以上のことから、検査を行った範囲においては、保安規定違反となる事項は認められなかった。今後は不適合管理の状況を保安巡視で確認していく。

(3)違反事項(監視すべき事項を除く。)

なし

4. 特記事項

なし

平成30年度第4回保安検査日程

月 日	2月4日(月)	2月5日(火)	2月6日(水)	2月7日(木)
午 前	<ul style="list-style-type: none"> ●初回会議 ◎保守管理の実施状況 	<ul style="list-style-type: none"> ●検査前会議 ◎保守管理の実施状況 	<ul style="list-style-type: none"> ●検査前会議 ○不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況 	<ul style="list-style-type: none"> ●検査前会議 ●運転管理状況の聴取・記録確認 ○不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況
午 後	<ul style="list-style-type: none"> ●運転管理状況の聴取・記録確認 ◎保守管理の実施状況 ●チーム会議 ●まとめ会議 	<ul style="list-style-type: none"> ●運転管理状況の聴取・記録確認 ○内部監査の実施状況 ●加工施設の巡視等 ●チーム会議 ●まとめ会議 	<ul style="list-style-type: none"> ●運転管理状況の聴取・記録確認 ○不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況 ●チーム会議 ●まとめ会議 	<ul style="list-style-type: none"> ○その他必要な事項 ●検査結果の整理・確認 ●チーム会議 ●まとめ会議 ●最終会議

注記)◎:保安検査実施方針に基づく検査項目 ○:基本検査項目 ●:会議/記録確認/巡視等